

第205回埼玉県都市計画審議会

平成20年6月11日午後1時30分開会

場所 浦和東武ホテル 3階飛鳥の間

○事務局 定刻前でございますけども、委員の皆様おそろいでございますので、ただいまより第205回埼玉県都市計画審議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、まず初めに、本日の資料を確認をさせていただきたいと存じます。まず、事前にお配りをさせていただいております資料でございますが、配付資料一覧表、続いて委員名簿、それから議案概要一覧表、それから議案書、それから議案書の別冊がございます。それから、資料1、資料の2、参考資料の1、参考資料の2でございます。

それから、本日お手元にお配りさせていただいております資料がございます。次第、それから座席表、それに6月9日付現在での委員名簿をお手元にお配りしておりますが、委員名簿につきましては、先ほどの事前にお配りさせていただきましたものとの差しかえのほうをよろしくお願ひしたいと思います。不足等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

また、本会議は原則公開となっておりますので、意見書の写しとなっております参考資料の1と参考資料の2の個人情報に関する部分につきましては黒塗りとさせていただいております。

それでは、ここで新たに御就任いただきました委員の皆様を御紹介申し上げます。埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第3号に規定しております市町村長を代表する委員として御就任いただきました毛呂山町長の小沢信義様でございます。

○小沢委員 町村会の毛呂山町長、小沢です。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、審議会条例第2条第1項第4号に規定しております県議会議員の委員として御就任いただきました皆様を名簿順に御紹介を申し上げます。高橋政雄様でございます。

○高橋委員 高橋です。よろしくお世話になります。

○事務局 小林哲也様でございます。

○小林委員 小林哲也です。よろしくお願いいたします。

○事務局 鈴木弘様でございます。

○鈴木委員 鈴木弘です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 神山佐市様でございます。

○神山委員 神山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 鈴木聖二様でございます。

○鈴木委員 はい、よろしくお願いいたします。

○事務局 丸山真司様でございます。

○丸山委員 丸山です。よろしくお願いいたします。

○事務局 久保田厚子様でございます。

○久保田委員 久保田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 小野克典様でございます。

○小野委員 小野でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 次に、審議会条例第2条第1項第5号に規定しております市町村議会の議長を代表する委員として御就任していただきました熊谷市議会議長の泉二良様でございます。

○泉委員 泉です。よろしくお願いいたします。

○事務局 三芳町議会議長の秋坂豊様でございます。

○秋坂委員 秋坂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 また、審議会条例第3条第1項に規定をしております臨時委員として、埼玉県警察本部長の松本治男様に御就任いただいております。また、昨年度から継続して御就任いただいております委員の皆様には、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、ここで本年度最初の都市計画審議会でございますので、大村会長からごあいさつをお願いします。

○議長（大村） 都市計画審議会会長の大村でございます。今年度最初の都市計画審議会でございますので、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、昨年10月から当審議会の会長を務めさせていただいております。この間、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、審議会の運営に御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、新たに委員になられました皆様におかれましては、前委員さん同様、審議の円滑な運営に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。皆様御承知のように、日本全体では人口減少であるとか、あるいは少子高齢化という形で本格的な高齢化社会を迎えつつあります。また一方、来月の地球環境の問題を御議論する洞爺湖のサミットという形で、地球環境問題に対して、都市計画でもどうやって貢献できるかということが非常に重要な課題になってきています。今までのような成長、拡大を前提としたような都市計画ではない新しいまちづくりが求められている時代、そういう難しい時代だろうとは思っております。したがって、ぜひ委員の皆様方におかれましては、今後ともそれぞれの分野でのエキスパートでいらっしゃいますので、ぜひ闊達な御意見をいただきまして、審議会の運営を円滑に、またその時代の要請に応じたまちづくりをよりできますように、積極的に推進できますように審議会の運営にぜひ御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

今までの委員の皆様方に関しましても、引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 はい、ありがとうございました。

続きまして、県を代表いたしまして、松岡都市整備部長からごあいさつを申し上げます。

○幹事（都市整備部長） 県の都市整備部長の松岡でございます。大村会長を初め、都市計画審議会

の委員の皆様におかれましては、日ごろから県の都市計画行政に関しまして、格別の御指導、御支援いただきまして、まことにありがとうございます。本件の都市計画審議会は、昨年度までに4,825件の御審議をいただいております。おかげさまをもちまして、県内の各地域におきまして、都市計画の規制、誘導、それから土地区画整理等の諸事業が進められておりまして、この場をかりまして、厚くお礼を申し上げます。先ほど会長のほうからお話がありましたように、昨今は少子高齢化ということで、なかなか厳しい状況の中で、今までの都市政策とかわりまして、持続発展が可能な社会、質の高い都市環境の形成と、そういうことが求められている状況になっております。県でも、今の上田知事になりましてから、ゆとりとチャンスの5カ年計画という新しい5カ年計画をつくりまして、特に関東首都圏近郊で、これだけ緑豊かな県というのはなかなかございませんので、そういう緑を活かしたゆとりとチャンス、両方ゆとりもあるし、雇用とか、いろいろなチャンスがいろいろあるという県を目指していきたいというふうなことを考えております。このような中で、埼玉県の都市計画の基本方針となりますまちづくり埼玉プランというのを先般策定させていただきました。このプランでは、1つはコンパクトなまちの実現、2つ目に地域の個性ある発展、3つ目が都市と自然、田園との共生というのをまちづくりの目標としております。これからはこのプランの実現に向けまして、計画的で個性豊かなまちづくりをさらに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、委員の皆様方にも引き続き御協力をお願いしたいと。県としても、審議会の円滑な運営に一層努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞ御協力のほどよろしくをお願いしたいと思っております。簡単ですが、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

ここで委員の出席状況につきまして御報告を申し上げます。

ただいま18名の委員の方に御出席を賜りました。したがって、審議会条例第5条第2項の規定による定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしましたことを御報告申し上げます。

それでは、これより審議会条例の規定により、大村会長に議長になっていただきまして、議事の進行をお願いしたいと思います。大村会長、よろしく申し上げます。

○議長（大村） 皆様の御協力をいただきまして、慎重かつ効率的に審議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それではまず、会議録の署名委員でございますが、本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして、私から指名させていただきたいと存じます。伊藤委員さん、高橋委員さん、このお二人にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

次に、本審議会は原則公開での審議となっておりますので、その取り扱いについて事務局のほうから御説明をよろしく申し上げます。

○幹事（都市整備部副部長） 都市整備部副部長の吉村でございます。座って説明をさせていただきます。

ます。

本審議会の公開、非公開の取り扱いについて改めて御説明申し上げます。本審議会は、埼玉県都市計画審議会の公開に関する取り扱い要綱に基づき、原則公開となっております。しかし、取り扱う情報に個人に関する情報が含まれる場合などは非公開とすることができることとなっております。また、公開、非公開の決定方法は、会長が非公開とすべきと認めるとき、または委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員の過半数をもちまして会議の一部または全部を非公開とすることができるとなっております。

以上でございます。

○議長（大村） ただいま事務局から本審議会の公開及び非公開に関する取り扱いの説明がありましたが、私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。皆様の意見はいかがでございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、特に御異論がないということですので、本日の審議会はすべて公開で進めさせていただきたいと存じます。

傍聴者はおいでになりますでしょうか。それじゃ、入場させていただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（大村） 議事に入ります前に、傍聴者の方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局のほうからお配りいただきました傍聴要領をよくお読みになって、遵守していただきたいと存じます。また、傍聴要領に反する行為をした場合には退場していただきますので、御注意ください。

それでは、ただいまより第205回埼玉県都市計画審議会の議事に入らせていただきます。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第4826号「行田都市計画道路の変更について」など都市計画法及び建築基準法に係る10議案について御審議をお願いするものでございます。

それでは、議第4826号「行田都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事は、議案の説明をよろしくお願いいいたします。

○幹事（都市整備部副部長） それでは、議第4826号「行田都市計画道路の変更について」御説明いたします。

本議案につきましては、長期末整備都市計画道路の見直しに関する議案でございますので、現在進めております見直し作業の概要について御説明いたします。前面のスクリーンを御覧ください。現在の都市計画道路の多くは、戦後から高度経済成長期における都市への急激な人口集中や、市街地の著しい拡大、モータリゼーションの進展という社会情勢を背景に決定されてきました。しかしながら、人口減少、超高齢社会の到来、道路整備の進捗などの社会状況の変化により、その必要性

に変化が生じてきている都市計画道路もございます。そこで、県と市町村が連携し、未整備となっている都市計画道路の見直し作業に着手いたしております。この見直しの作業を進めるに当たり、平成16年度に長期未整備都市計画道路の見直しガイドラインを策定いたしました。このガイドラインに基づき、平成17年度は、当初都市計画決定後、20年以上を経過し、未整備区間が存在する路線を「再検証路線」として選定いたしました。さらに、まちづくりの将来像の変化や関連事業の動向や変化などに基づき評価を行いまして、「見直し候補路線」の選定を行いました。平成18年度は上位計画との整合性の確認や交通量解析による検証などを行い、最終的に見直しを行おうとする「見直し路線」を選定いたしました。平成19年度に入りまして、都市計画の変更手続として、地元説明会や縦覧などを進めております。

次に、この見直し状況について御説明いたします。県内の都市計画道路は、全体で延長約2,468kmでございます。このうち、当初決定後20年以上経過している路線が約1,972km。その中で未整備区間が存在する再検証路線は約495kmでございます。さらにその再検証路線の評価を行い、約118kmを見直し候補路線として選定し、交通量解析などの検証を経て、最終的には約65kmを見直し路線といたしました。見直し路線の内訳につきましては、廃止が約51km、幅員変更が約7km、ルート変更が約7kmとなっております。

見直し路線となった主な理由のうち、代表的な事例を御説明いたします。事例1でございますが、事例1は「現道及び周辺道路の整備状況」により廃止するものでございます。周辺道路の整備が進み、ネットワーク化されたことにより、中央赤の矢印で表示しております都市計画道路の必要性が低下したことから、廃止しようとするものでございます。事例2は、「まちづくりの将来像の変化」により、廃止するものでございます。開発構想の見直しなどにより、都市計画道路の必要性がなくなり、路線の廃止をしようとするものでございます。事例3は、「まちづくりの変化」により幅員を変更するものでございます。赤で表示している区域が未整備の都市計画道路でございます。既存の良好な街並みを維持する方針としたことや、関係事業の変更などに伴い、現況道路などにあわせ都市計画道路の幅員を変更しようとするものでございます。事例4は、「現道及び周辺道路の整備状況」により、ルート変更をするものでございます。赤の矢印で表示しているものが未整備の都市計画道路でございます。並行する現道が道路構造令に適合した形で整備されており、都市計画道路としての機能を代替できることから、都市計画道路のルートを変更しようとするものでございます。昨年度までに約4.8kmについて、見直しの手続きが完了しております。残りの都市計画道路につきましても、関係機関との調整や地元説明を行い、順次都市計画審議会にお諮りする予定としております。

それでは、議案のほう、議第4826号「行田都市計画道路の変更について」御説明いたします。議案書は5ページから8ページ、図面は9ページでございます。議案書9ページの計画図をお開きください。恐れ入りますが、お開きいただいた計画図に表記ミスがございまして、訂正をお願いした

いと思います。図面中央付近に誤って2カ所の「東行田駅」という表記がされております。この下のほうの「東行田駅」の表記が間違いでございますので、削除をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、内容の説明に入らせていただきます。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面中央の黄色で表示されております都市計画道路3・4・9号田幡堀之内線は、延長約1,040m、幅員16mで、行田市の中央に位置する南北方向の幹線道路でございます。変更内容は、並行する都市計画道路古代蓮の里通線や県道上中森鴻巣線等の周辺道路が整備されたことにより、交通機能を代替できることから、田幡堀之内線を廃止するものでございます。本議案につきまして、平成19年12月より3回説明会を開催し、住民に対して周知を図ってまいりました。平成20年3月25日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、行田市からは賛成の回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ただいまの幹事の説明に関して御意見、御質問等がございましたら、お受けしたいと思っております。いかがでございますか。

よろしゅうございますか。特段に。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） よろしいですか。それでは、議第4826号の議案については採決させていただきます。原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議第4827号「毛呂山・越生都市計画用途地域の変更について」、それから議第4828号「毛呂山・越生都市計画道路の変更について」の2議案につきましては、それぞれ関連する都市計画でございますので、一括して議題に供させていただきます。

幹事は、議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市整備部副部長） それでは、2議案のうち、議第4827号「毛呂山・越生都市計画用途地域の変更について」から御説明いたします。

議案書は11ページから15ページ、図面は17ページ、19ページ及び21ページでございます。恐れ入りますが、議案書17ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。今回変更いたします区域は、毛呂山・越生都市計画区域内の毛呂山町の武州長瀬駅北側及び南側地区と鳩山町の小用・大豆戸地区でございます。まず、毛呂山町の武州長瀬駅北側及び南側地区について御説明いたします。図面の下のほう、下の赤枠で囲まれた区域が毛呂山町の武州長瀬駅北側及び南側地区でございます。当地区は、図面下の東武鉄道越生線、武州長瀬駅に近接する面積合計約

1.8haの区域でございます。図面と左下の表が変更内容となっております。前面のスクリーンに変更地区の航空写真を写しますので、御覧ください。下の枠が南側、上の枠が北側です。恐れ入りますが、議案書19ページの詳細図を御覧ください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。今回、駅北側の都市計画道路3・4・5号長瀬駅前野久保線の街路事業が進ちよくしたことや、駅南側の土地区画整理事業等が完了したことを背景とし、駅近接の利便性を活かした町の中心市街地としての商業業務機能を集積するため、駅北側区域の用途地域を第一種住居地域から商業地域に、駅南側区域の用途地域を第二種住居地域から近隣商業地域に変更するものでございます。また、今回の用途地域の変更にあわせて、町決定ではございますが、駅周辺の商業地域及び近隣商業地域に地区計画を定めることとなっております。この地区計画の主な内容といたしましては、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、高さの最高限度などを定め、良好な商業業務地の形成を図るものでございます。

続きまして、鳩山町の小用・大豆戸地区について御説明いたします。この地区の議案につきましては、通称暫定逆線引きに関する議案でございますので、暫定逆線引き制度の概要と今日までの経緯につきまして、あらかじめ御説明いたしたいと思っております。前面のスクリーンを御覧ください。埼玉県では、昭和45年に市街化区域と市街化調整区域の区域区分をいたしました。この市街化区域及び市街化調整区域を区分することを一般に線引きと呼んでおります。この昭和45年の当初の線引きを定める際、密集市街地と既成市街地、さらに増加する人口の受け皿として、新市街地の3つを市街化区域と設定いたしました。このときは、新市街地の中にまだまだ農地が多く存在し、都市基盤なども整っていない状況ではありましたが、土地区画整理事業などによる計画的な市街地整備を予定していたことから、市街化区域へ設定したところでございます。しかしながら、昭和45年の当初の線引きから10年が経過した昭和55年時点の新市街地の状況の一部でございますけれども、計画的な市街地整備は依然として進まず、多くの農地も残っている地区が見受けられました。こうした地区は、そのままでは乱開発が進み、計画的な市街地整備が困難になることが想定されたところでございます。

このように、農地が多く残り、当分の間、計画的な市街地整備が見込まれない地区を、用途地域を残したまま、一旦市街化調整区域にする制度をつくりました。その制度を暫定逆線引きと呼びまして、その地区を暫定逆線引き地区と称しております。この暫定逆線引き地区は、その後、土地区画整理事業等の計画的な市街地整備が確実に進んだ段階で、市街化区域に再度編入することといたしております。その後、平成15年の線引きの見直しの段階におきまして、暫定逆線引き地区の多くは、約20年が経過したわけでございますけれども、まだまだ計画的な市街地整備が立ち上がらず、またその当時の人口予測によりまして、新たな宅地供給の必要性が低くなってきた地域もございました。このため、暫定逆線引き地区の整理を進めていくことといたした次第でございます。平成15年には71地区、1,177haの暫定逆線引き地区が残っております。これらの地区の調整を進めた結果、

これまでに計画的な市街地整備が確実な2地区、29haを市街化区域へ再度編入いたしました。また、計画的な市街地整備が見込めない11地区、146haについては、用途地域を廃止し、本来の市街化調整区域にいたしました。現在、残りの58地区、1,002haについて、計画的市街地整備が確実になった地区は、市街化区域へ再度編入し、そうでない計画的市街地整備が見込めない地区については、用途地域を廃止するように整理、調整をいたしておる段階でございます。

これから御説明いたします議案は、暫定逆線引き地区でございますけれども、計画的市街地整備の見込みがなくなったことから、用途地域を廃止し、あわせて関連する都市計画道路の廃止をするものでございます。それでは、議案の鳩山町の小用・大豆戸地区につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、議案書17ページにお戻りください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面の右上の赤枠で囲まれた地区が鳩山町の小用・大豆戸地区でございます。同地区は、東武鉄道越生線武州長瀬駅の北東約2.8km、また鳩山町役場、図面の上のほうに小さく書かれてはいますが、南へ約1kmに位置する面積約9.6haの地区でございます。図面の左下の表が変更内容でございます。前面のスクリーンに変更地区の航空写真を写しますので、御覧ください。赤枠で囲まれた区域が今回変更する区域でございます。恐れ入りますが、議案書21ページの詳細図を御覧ください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。当地区は、昭和45年の当初線引きにより、市街化区域としましたが、計画的な市街地整備の見込みがないため、平成3年に用途地域を残したまま市街化調整区域とした暫定逆線引き地区でございます。今回、地元意向調査や町との協議を行った結果、農地所有者の営農意欲が高く、計画的な市街地整備の見込みがないことなどから、市街化区域に編入することはせず、用途地域を廃止し、本来の市街化調整区域にするものでございます。なお、用途地域の廃止に伴い、建築物の容積率及び建ぺい率など、形態規制を定めることといたしております。当地区の形態規制につきましては、後ほど別の議案において御審議をお願いいたします。恐れ入りますが、議案書の12ページにお戻りいただきたいと存じます。この表は、毛呂山・越生都市計画用途地域の変更後の内容を示したものでございます。右側の13ページはその新旧対照表でございます。

続きまして、関連する議案、議第4828号「毛呂山・越生都市計画道路の変更について」御説明いたします。この議案は、長期未整備都市計画道路の見直しに関連する議案でございます。議案書は23ページから26ページ、図面は27ページでございます。恐れ入りますが、27ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面中央に赤色で表示されております3・4・12号玉川坂戸線は、延長約1,370m、幅員16mの鳩山町市街地を南北に縦断する幹線道路でございます。先ほど御説明した鳩山町の小用・大豆戸地区の計画的な市街地整備の見込みがなくなったことから、つまり黄色で表示された町決定の都市計画道路が廃止することといたしております。これに伴いまして、二重丸で表示した交差点部において右折車線が不要となりますので、都市計画区域を縮小するものでございます。また、これにあわせ、玉川坂戸線の車線数を2と定めるもので

ございます。車線数の決定を行う理由でございますけれども、平成10年10月の都市計画法施行令の改正に伴い、都市計画で定める事項である道路の構造について、幅員、構造形式などに加え、新たに車線の数が増加されたことによります。この車線数の決定は、都市計画道路の変更等のタイミングに合わせ、随時行うことといたしております。今回の変更では、玉川坂戸線のほか町内にある他の都市計画道路2路線、3・4・13号岩殿岩井線及び3・4・22号入西赤沼線につきましても、車線数を2と定めるものでございます。

以上、御説明申し上げました2議案につきまして、毛呂山町で平成19年8月より6回、鳩山町で平成19年11月より2回説明会を開催し、住民に対し周知を図ってまいりました。平成20年3月4日から2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、これらの変更につきまして、毛呂山・越生都市計画区域を構成する毛呂山町、越生町、鳩山町からは賛成の回答をいただいております。

なお、毛呂山町の武州長瀬駅北側及び南側地区の用途地域の変更にあわせまして、毛呂山町が定める防火地域及び準防火地域、それから先ほど申し上げました地区計画につきましては、毛呂山町都市計画審議会において審議がなされ、毛呂山町から知事あて協議の申し出がなされております。また、鳩山町が定めます3・5・16号東耕地番匠関線等の変更につきましては、鳩山町都市計画審議会において審議がなされ、鳩山町から知事あて協議の申し出がなされております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○事務局 はい、ありがとうございます。議第4827号と議第4828号、毛呂山・越生の都市計画の用途地域の変更と、それから都市計画道路の変更について御説明がございましたけれども、これについて御意見や御質問がございましたら、お受けしたいと思っております。いかがでございますでしょうか。特にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4827号及び議第4828号の2議案について一括して採決をさせていただきます。

原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議第4829号「加須都市計画用途地域の変更について」を議題に供させていただきます。幹事は議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市整備部副部長） それでは、議第4829号「加須都市計画用途地域の変更について」御説明いたします。

議案書は29ページから32ページ、図面は33ページ及び35ページでございます。恐れ入りますが、議案書33ページの都市計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面

の左下の表が変更内容でございます。図面の中央の赤枠で囲まれた区域が、今回変更します加須市の多門寺・北小浜・南篠崎地区でございます。当地区は、図面右下の東武鉄道伊勢崎線花崎駅から北西約2kmに位置する面積約22.7haの区域でございます。前面のスクリーンに変更地区の航空写真を写しますので、御覧ください。赤枠で囲まれた区域が今回変更する地区でございます。恐れ入りますが、議案書35ページの詳細図を御覧ください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。当地区は、先ほど御説明いたしました暫定逆線引き地区でございまして、昭和45年の当初の線引きにより市街化区域としましたが、計画的な市街地整備が立ち上がらなかったことから、昭和59年に用途地域を残したまま市街化調整区域とした地区でございます。今回、地元意向調査や加須市との協議を行った結果、計画的な市街地整備の見込みがないことから、市街化区域への編入はせず、用途地域を廃止するものでございます。なお、建築物の形態規制につきましては、先ほど同様、後ほど別の議案において御審議をお願いいたします。

恐れ入りますが、議案書30ページにお戻りください。この表は、加須都市計画用途地域の変更の内容を示したものでございます。右側の31ページがその新旧対照表でございます。

以上、御説明を申しました議案につきましては、平成19年12月から3回説明会を開催し、住民に対しまして周知を図ってまいりました。平成20年4月11日から2週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、この用途地域の変更につきましては、加須都市計画区域を構成する加須市及び騎西町から賛成の回答をいただいております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の御説明に関しまして、御意見や御質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） これも先程と同じような案件だと思いますけれども、特に御意見がございませんようでしたら、議第4829号の議案について採決をさせていただきたいと思っております。

この原案につきまして、原案のとおり決定することよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

次に、議第4830号「越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第4831号「越谷都市計画区域区分の変更について」及び議第4832号「越谷都市計画用途地域の変更について」の3議案につきましては、それぞれ関連する都市計画でございますので、一括して議題に供させていただきます。

幹事は、議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市整備部副部長） それでは、議第4830号から議第4832号の3議案につきまして一括して御説明いたします。

議案書は37ページから94ページ、図面は95ページ及び97ページでございます。議案の内容の説明に入ります前に、変更する地区の概要を御説明いたします。恐れ入りますが、前面のスクリーンを御覧ください。今回の区域は、図面、赤枠で囲まれている区域でございますけれども、これら議案の対象となります武蔵野操車場跡地地区、約30haの地区でございます。当地区は、JR武蔵野線吉川駅の南東部に位置する吉川駅、新三郷駅間の線路沿いの区域で、昭和61年に旧国鉄操車場としての役割を終えた後、未利用地となっていました。その後、さまざまな経緯を経まして、平成15年には独立行政法人、鉄道建設運輸施設整備支援機構、かなり長いですが、略称、鉄道運輸機構というふうに称しております。鉄道運輸機構の所有地となっております。この区域について、鉄道運輸機構が土地区画整理事業により良好な住宅地等としての整備を予定いたしております。前面のスクリーンに地区の航空写真を写しますので、御覧ください。赤枠で区域を示しております。

それでは、3議案の御説明を順次申し上げます。議第4830号「越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」から御説明いたします。議案書38ページを御覧ください。まず、変更する理由でございますが、ページの下の方を御覧ください。越谷都市計画区域内の吉川市における武蔵野操車場跡地地区は、土地区画整理事業により、市街地の形成が図られることから、市街化区域に位置づけ、商業業務や住民サービスなどの都市機能を備えた良好な市街地としての土地利用を図るため、変更するものでございます。

変更する主な内容を新旧対照表を使って御説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書70ページをお開きください。字が小さくて申しわけないんですけども、左側が新、右側が旧でございます。波線を表示してある部分が追加、変更した箇所でございます。左側の新の部分を御説明いたします。武蔵野操車場跡地については、土地区画整理事業を推進し、水と緑の潤いを備えた周辺環境と共生、調和し、日常生活を支える商業業務や住民サービスなどの都市機能を備えた良好な住宅地の形成を図ることを位置づけるものでございます。そのほか、主要用途の配置の方針や主要な市街地開発の決定の方針等の箇所について所要の変更を行っております。また、あわせて現時点での細かな修正も行うものでございます。

続きまして、87ページを御覧ください。議第4831号「越谷都市計画区域区分の変更について」御説明いたします。恐れ入りますが、95ページの計画図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面中央の赤枠で囲まれた区域が今回変更する武蔵野操車場跡地地区でございます。同地区は、鉄道運輸機構が施行する土地区画整理事業により、計画的な市街地整備が確実であることから、市街化区域へ編入するものでございます。恐れ入りますが、議案書の88ページに戻っていただきまして、88ページ。まず、1の区域区分でございますが、武蔵野操車場跡地地区、約30haを市街化区域に変更し、市街化区域の面積を3,790haから3,820haとするものでございます。

続きまして、前後して大変申しわけないんですけど、91ページを御覧ください。議第4832号「越谷都市計画用途地域の変更について」御説明いたします。また恐れ入りますが、議案書97ページの

詳細図をお開きください。前面のスクリーンもあわせて御覧ください。図面の赤枠で囲まれた区域が今回市街化区域の編入に伴い、新たに用途地域を定める区域でございます。図面の左下の表が変更内容でございます。当地区は、土地区画整理事業による面的な整備に備えまして、暫定的に土地利用を抑制するために、第一種低層住居専用地域を定めるものでございます。

また恐れ入りますが、議案書の92ページにお戻りください。用途地域の変更後の内容を示した表でございます。右側の93ページがその新旧対照表でございます。

以上、3議案につきまして、平成20年1月25日から2週間の縦覧に供しましたところ、反対の意見書が、整備、開発及び保全の方針の変更に対しましては225通225名の方から、区域区分の変更に対しましては、244通243名の方から提出されております。用途地域の変更に対しましては、意見書の提出はございませんでした。

意見書の内容等の御説明をする前に、これまでの地元調整の経過について御説明いたします。恐れ入りますが、前面のスクリーンを御覧ください。吉川市は、操車場跡地30haと線路を挟んだ北側の周辺地区をあわせて一体的に整備するという構想を立てまして、平成14年から平成17年3月まで地元説明会を3回開催してまいりました。しかしながら、その後、土地所有者であります鉄道運輸機構に対し、国から早期に財産処分するように要請がありましたこと、また吉川市の内部の問題でございまして、市の財政を考慮する必要があったことから、吉川市としては、操車場跡地地区30haを先行して整備することといたしました。平成17年12月には両地区の整備に取り組むものの、操車場跡地を先行整備することを地元説明会でお伝えいたしております。その後、地区の協議会にも説明してきております。

以上が経過でございますが、意見書の要旨とそれに対します県の見解について御説明申し上げます。お手元に配付いたしました資料1、参考資料1、それから資料2、参考資料2を御覧いただきたいと思っております。資料1は「越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に係る意見書の要旨及び見解、参考資料の1につきましては、その意見書の写しを、資料の2につきましては、「越谷都市計画区域区分の変更」に係る意見書の要旨と見解を、参考資料の2につきましては、その意見書の写しをまとめたものでございます。今回提出されました意見書でございますが、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更、資料の1のほうですけれども、これにつきましては、6パターンの意見書となっております。それから、区域区分の変更につきましては、5パターンの意見書が提出されております。内容を整理すると、6種類と5種類があるということでございます。参考資料の1と参考資料の2の意見書の写しにつきましては、内容が同じ意見書につきましては、同一内容でございますので、そのパターンごとに写しを1枚だけをつけさせていただいております。

それでは、資料1に基づきまして御説明を申し上げます。「越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に係る意見書の要旨と見解から御説明いたします。資料1の1ページ

目を御覧ください。意見書の、とはのパターンの種類の番号でございます。から ございます。意見書の でございますけれども、反対意見でございますして、112通112名の方からの提出がございました。要旨1でございますけれども、平成14年吉川市策定の当初計画である「本地区から武蔵野線を挟んだ北側に存する地区」、いわゆる周辺地区を含めた区域での一体開発を実施すべきだとの御意見でございます。これに対する見解でございますけれども、武蔵野操車場跡地及び周辺地区につきましては、吉川市総合振興計画において、新駅設置を前提にした複合新拠点として位置づけられております。今回、武蔵野操車場跡地につきましては、土地利用の調整が整い、計画的なまちづくりが確実にになりましたことから、この跡地地区について「市街地開発事業に関する主要な都市計画の方針」に記載したものでございます。

2ページを御覧ください。意見書のパターンの2でございます。につきましては、反対意見でございますして、109通109名の方からの提出がございました。要旨1でございますが、吉川市は、平成14年から地権者及び関係者に対して、周辺地区を含めた一体開発での整備を説明してきており、一方的な計画の変更に対する市の責任は重大であるとの御意見でございます。これに対します見解でございますけれども、この地区のまちづくりにつきましては、吉川市が主体的に進めているものでございまして、御意見につきましては吉川市へ伝えさせていただきます。要旨2でございます。これにつきましては、先ほどの意見書と同様で、同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

次の3ページを御覧ください。意見書 につきましては、反対意見でございますして、1通1名の方から提出がございました。要旨1、2でございますけれども、先ほどの意見と同じ内容でございますので、説明を省略させていただきます。要旨3でございます。要旨3につきましては、公聴会における上記（要旨2）の旨の意見が反映されていないとの御意見でございます。この見解につきましては、要旨2に書いてありますとおり、今回は跡地について、土地利用の調整が整ったために、方針に記載したということでございます。

4ページを御覧ください。意見書 につきましては、反対意見でございますして、1通1名の方からの提出がございました。細部についての御意見もございますけれども、内容としてはこれまでの御意見と同様の趣旨でございますので、説明は省略させていただきます。

5ページを御覧ください。意見書 につきましては、反対意見でございますして、1通1名の方からの提出でございます。内容は、先ほどの意見と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページを御覧ください。意見書 につきましては、反対意見でございますして、1通1名の方からの提出でございます。要旨1でございますが、本地区における市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針は、「快適で機能的な住宅市街地を形成する」とあるが、以下の理由から、「文化・業務機能の導入及び公共・公益施設の整備を図り、東部の発展に寄与する都市拠点を形成する」

に変更すべきである。それで、1つ目のポツでございますけれども、本地区周辺において大規模な住宅地開発が進行していること。ポツの2つ目、本地区周辺において住宅供給過多の状況にあること。ポツの3つ目、市民アンケートであるまちづくりアンケートの結果から、吉川市民は住宅地をふやすまちづくりを望んでいないこととの御意見でございます。これに対します見解でございますけれども、「越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」におきましては、「区域の東部については、本区域全体の活性化に資するとともに、健全でバランスのよい都市構造を構築するため、市街地開発事業を推進し、良好な住宅市街地の形成を図るとともに、新たな商業・業務・文化機能など都市機能の導入を図る」となっておりますことから、既に意見書の趣旨は反映されているというふうに考えております。以上が整備、開発及び保全の方針の変更に関する意見書の要旨と見解でございます。

続きまして、資料の2のほうをお願いいたします。「越谷都市計画区域区分の変更」に係る意見書でございます。内容につきましては、先ほど説明しましたとおり、 から のパターンでございまして、意見の内容につきましても、先ほど御説明申し上げました整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見書の から と同一の内容でございますので、説明を省略させていただきます。意見書の通数及び提出された人数につきましては、すべて反対意見でございますけれども、先ほどの整備、開発及び保全の方針の意見書とは少し通数が違っております。意見書の1につきましても、114通114名の方から、意見書の につきましても、127通126名の方から。 から につきましても、それぞれ1通1名の方からの意見が提出されております。

以上が提出されました今回の3つの議案に対する意見書の要旨とその見解でございます。総じて申し上げますと、意見の内容のほとんどは、今回の操車場跡地の都市計画を否定する、拒否するものではなくて、むしろ周辺地区も同時にまちづくりを進めてほしいという内容でございます。こうした内容を受けまして、今後吉川市は地元住民に対し、周辺地区の整備について引き続き説明、調整を行っていくというふうに聞いております。

以上、議第4830号から議第4832号の3議案につきましては、越谷都市計画区域を構成する吉川市、越谷市及び松伏町からは賛成の回答をいただいております。

なお、今回の議案にあわせまして、吉川市が定める土地区画整理事業を行う区域の都市計画決定につきましても、吉川市都市計画審議会にて審議がなされ、吉川市から知事あて協議の申し出がなされております。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの議第4830号から4832号の3議案についての御説明につきまして、御意見や御質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでございますでしょうか。意見書のことについてもいろいろ丁寧に御説明していただいたと思いますけれども、どうぞ、はい。

○小沢委員 私は、今のそれぞれの市町の財政状況等もありまして、意見書には反対意見で一体的に整備すべきだということがありますが、それは十分わかりますが、やはり今の時代だから、とりあえず30haを市街化に編入しておいて、そしてまた計画的に進めようというのはやむを得ないんじゃないかなと私は感じます。

○議長（大村） はい、ありがとうございます。ほかに。
どうぞ。

○久保田委員 私も越谷に住んでおりまして、地元の皆様の生の声を聞くチャンスがたくさんございました。本当に新しい駅ができるに当たっての、皆さん、開発の期待は大きいわけですがけれども、この操車場の場所がとても広くて、早く有効に使いたいという、その気持ちがとても皆さん、地元の方、強く持っていらっしゃいます。それが今回決定したということは、やはり早くこの土地を有効利用するということがとても大事というほとんどの方の御意見がございます。こちらの周辺も一括してという気持ちは本当によくわかるわけですがけれども、やはり今お話がありましたように、予算の関係とか、また個々の地権者の皆様の心をまとめるためには、かなり時間がかかるということで、まずとりあえずこの操車場跡を有効利用するという決定に、この住民の方々には多くそういう期待が寄せられて、本当事者のこの近くの方々は、一緒にやってほしいという気持ちはよくわかるんですけども、やはり大所高所から見て、この決定が一番望ましいんじゃないかというふうに考えます。

○議長（大村） はい、ありがとうございます。ほかはいかがでございますか。
〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） よろしゅうございますか。特に御異論、御意見ございませんようでしたら、それでは採決に入らせていただきたいと思います。

それでは、議第4830号、議第4831号及び議第4832号の3議案につきまして、一括して採決をさせていただきます。

原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 異議なしということで、それでは本案は原案のとおり決定させていただきます。

それでは続きまして、議第4833号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更について」を議題に供させていただきます。

幹事は、議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（建築指導課長） 建築指導課長の原本でございます。座って説明させていただきます。

それでは、議第4833号「都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域の面積の変更について」御説明いたします。

これは、本日の審議会におきまして、先ほど議第4827号及び議第4829号で御審議していただきま

した鳩山町及び加須市の暫定逆線引き地区における用途地域の廃止に伴い、これまで用途地域で定められていた容積率、建ぺい率等の規制がなくなることから、建築基準法の規定により、特定行政庁である知事が容積率、建ぺい率等の数値を定めるものでございます。

それでは、変更案について御説明いたします。議案書の100ページから109ページまでが各市町ごとの変更案でございます。まず、鳩山町について御説明いたします。恐れ入りますが、101ページの計画図を御覧ください。あわせてスクリーンのほうも御覧ください。図中、対象区域を示す矢印のついた四角の中に今般の変更の内容が書き込んでございます。この区域は、第一種住居地域から用途地域の指定のない区域になるものでございまして、面積は約9.6haでございます。次の103ページがこの部分の詳細図となっております。あわせてスクリーンのほうも御覧ください。今般の変更は、集落環境を保全しつつ、周辺の環境と調和した居住環境の形成が図れるよう、隣接する区域の制限と整合を図り、容積率を100%、建ぺい率を50%に、また道路による高さ制限なども隣接する区域の制限に合わせて変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の100ページにお戻りいただきたいと存じます。これは、鳩山町の変更後の内容を示したもので、アンダーラインを引いた地区番号1の面積につきまして、今回約9.6haふやすものでございます。続きまして、加須市について御説明いたします。恐れ入りますが、107ページの計画図を御覧ください。あわせてスクリーンのほうも御覧ください。図中、対象区域を示す矢印のついた四角の中に今般の変更の内容が書き込んでございます。この区域は、第一種中高層住居専用地域と、第一種住居地域から用途地域の指定のない区域になるものでございまして、面積は約22.7haでございます。次の109ページがこの部分の詳細図となっております。あわせてスクリーンのほうも御覧ください。今般の変更は、集落環境を保全しつつ、周辺の環境と調和した居住環境の形成が図れるよう、隣接する区域の制限と整合を図り、容積率を200%、建ぺい率を60%に、また道路による高さ制限なども隣接する区域の制限に合わせて変更するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の105ページにお戻りいただきたいと存じます。これは、加須市の変更後の内容を示したもので、アンダーラインを引いた地区番号4の面積につきまして、今回約22.7haふやすものでございます。

以上でございますが、本変更案につきましては、いずれの市町とも十分協議を行って案を作成しており、鳩山町長及び加須市長から支障なしとの回答をいただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(大村) ありがとうございます。先ほど御説明ありましたように、前回やりました議第4827号と議第4829号に関連する案件でございますが、ただいまの幹事の説明に関しまして御意見、御質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、採決をさせていただきたいと存じます。

議第4833号の議案について、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、議第4834号「狭山都市計画都市再開発方針の決定について」を議題に供させていただきます。

幹事は、議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課長の松本でございます。よろしく申し上げます。座って説明をさせていただきます。

それでは、議第4834号「狭山都市計画都市再開発方針の決定について」御説明申し上げます。議案書は111ページから122ページでございます。初めに、再開発方針について御説明させていただきます。再開発方針とは、市街地にかかわる都市の再開発の目標や都市機能の方針に関する方針を都市計画に定めるものでございます。都市の再開発のマスタープランとなるものでございます。本県の場合、人口の多いさいたま市と川口市は、都市全体の再開発の目標等を定める必要がございますが、狭山市などその他県内の市町村は、都市全体ではなく特に再開発を促進すべき地区を再開発方針の再開発促進地区として定めることができます。今回は狭山市に再開発促進地区を2カ所定めるため、御審議をお願いするものでございます。前方のスクリーンを御覧ください。これは、本県における都市再開発方針の策定状況でございます。青色で示した14市において都市再開発方針を策定しております。

それでは、狭山市につきまして御説明させていただきます。ここからはスクリーンで御説明をさせていただきますと存じます。まず、これは狭山市の全体図でございます。今回、再開発促進地区を定める西武新宿線狭山市駅及び入曽駅を赤丸で示しております。スクリーンは位置等を拡大したものでございます。狭山市は、狭山市総合振興計画と市の将来像に照らし、一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区として、まず左側の狭山市駅西口地区と右側の入曽駅東口地区の2地区を再開発促進地区に定めようとするものでございます。

それでは、狭山市駅西口再開発促進地区について御説明申し上げます。赤線で囲まれた範囲が狭山市駅西口地区でございます。区域面積は約7.2haでございます。青色の斜線部分は、都市再生機構の施行による狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業の施行区域でございます。狭山市の中核拠点として商業、業務機能の拡充や交通拠点の整備を図るため、現在事業が進められております。また、緑に塗られました部分は、新都市機能ゾーンとして、ゆとりのある良好な住環境の整備を促進してまいります。次に、入曽駅東口地区についてでございますが、赤線で囲まれた範囲が入曽駅東口地区でございます。区域面積は約7.3haでございます。商業、業務機能の充実に努めるととも

に、住宅地との調和のとれた良好な市街地の形成を促進する地区として、土地区画整理事業による整備を検討をしております。

以上が狭山市駅西口地区と入曽駅東口地区の内容でございます。本議案につきまして、平成19年12月11日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出はございませんでした。なお、本議案は、狭山市都市計画審議会において承認され、狭山市長から知事あてに賛成の回答をいただいております。

以上、「狭山都市計画都市再開発方針の決定について」御説明申し上げました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの幹事の説明に関しまして御意見や御質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、採決に入らせていただきたいと思います。議第4834号の議案について、原案のとおり決定することで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定させていただきます。

それでは、続きまして、最後の議案になりますけれども、議第4835号「川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題に供します。

川越市のほうから議案の説明をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○（川越市建築指導課長） 川越市建築指導課長の奥津と申します。どうぞよろしく願いいたします。着席して御説明させていただきます。

それでは、議第4835号「川越都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」御説明申し上げます。なお、資料は別冊となっております。

議案書は123ページから124ページ、図面は125ページから127ページでございます。本件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関するものでございます。124ページの議案書を御覧ください。内容といたしましては、川越市大字平塚新田字高田町160番7ほか4筆、敷地面積4,536.16㎡に主に印刷工場、合成樹脂製造工場、建設業等から排出される廃プラスチック類、木くず、がれき類の破碎処理を行う産業廃棄物処理施設でございます。今回の計画は、この破碎施設における処理品目の廃プラスチック類、木くず及びがれき類の1日当たりの処理能力が5トンを超えるために、産業廃棄物処理施設に該当することとなり、建築基準法第51条ただし書きによる許可が必要となるものでございます。

125ページの図面を御覧ください。あわせてスクリーンのほうも御覧ください。申請地は、図面中央の上部、赤く塗ったところでございます。川越駅より北北西へ直線で約5.9kmに位置し、坂戸

市、川島町に近い位置で、周囲には一級河川入間川、一級河川小畔川、大谷川雨水幹線、一級河川越辺川が流れております。申請地は市街化調整区域であり、用途地域の定めのない地域でございますが、実際の土地利用状況といたしましては、東及び南側は川越市の最終処分場、西側は道路を挟んで社会福祉法人の知的障害者福祉工場、知的障害者入所更生施設、北側は道路、大谷川雨水幹線を挟んで、坂戸市の最終処分場が立地しております。

次に、127ページの図面を御覧ください。あわせてスクリーンのほうも御覧ください。赤い線で囲まれている部分が今回の申請敷地で、緑色で塗られている部分は緑地となっております。また、青色で囲まれているのが建築物で、左側が工場棟、右側が事務所棟でございます。黄色で塗られている部分が破碎施設でございます。3基すべてが破碎施設となっております。1日当たりの処理能力につきましては、表のとおりでございます。破碎機本体のほか、ストックヤード等もすべて屋内に配置して、騒音や飛散防止などの環境対策をとっております。

なお、この施設は、破碎した廃プラスチック類等を使用して、固形燃料などを生産するリサイクル施設となっております。今回の計画につきましては、近隣の社会福祉法人、知的障害者入所更生施設の了承が得られております。また、平成19年7月1日に施行されました川越市廃棄物処理施設設置等紛争の予防及び調整条例に基づき、関係住民である地元3自治会と生活環境保全協定が平成20年3月29日に締結されております。本計画につきまして、川越市都市計画審議会に諮問いたしましたところ、支障がない旨の回答をいただいております。また、近隣の坂戸市、川島町へ意見を照会したところ、都市計画上、支障がない旨の回答をいただいております。廃棄物の処理及び清掃に関する法律を所管しております市環境部からも支障のない旨の回答をいただいております。この敷地の位置について、都市計画上、支障がないか、御審議くださるようお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（大村） ありがとうございます。ただいまの川越市さんの御説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたらお受けしたいと思います。いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大村） それでは、議第4835号の議案について採決をさせていただきます。

本案について都市計画上支障がないと認めることで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大村） 御異議ないものと認めまして、本案は都市計画上支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。御協力大変ありがとうございました。傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従いまして、御退席いただきたいと思います。

それでは、ここで議長の任を解かせていただいて、事務局にお返しいたします。

○事務局 それでは、これをもちまして、審議会を閉会とさせていただきます。

御審議ありがとうございました。

午後2時44分 閉 会